平成２１年（フ）第１５８号
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字田子内１番地
債務者　髙橋　一幸
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第４３３号
愛知県西加茂郡三好町東蜂ケ池20番地１　サンセルティア101号
債務者　遠藤　直由
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
広島県福山市本郷町2898番地　本郷サンロイヤルＢ206、旧住所広島県福山市本郷町2888番地１　本郷マンション吉岡207
債務者　宮原　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３０号
広島県福山市宮前町１丁目３番20号
債務者　井上　哲幸
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３３号
広島県福山市沖野上町６丁目２番31―201号、旧住所広島県福山市沖野上町５丁目18番21―304号　ロイヤルビュー沖野上
債務者　外野　典之
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２３４号
広島県福山市引野町２丁目44番18号、旧住所広島県福山市幕山台８丁目22番17号
債務者　山本　英治
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６４号
広島県福山市入船町２丁目11―27　第３プレジャータウン２階Ａ－４、住民票上の住所広島県福山市蔵王町５丁目４番７号
債務者　藤井えつ子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９８６号
東京都国立市東３丁目３番地の16Ｋアパートメント205
債務者　中溝　良明
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５９５号
静岡県焼津市八楠２丁目18番地の11
債務者　遠藤　正紀
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８号
広島県福山市大門町大門775番地３
債務者　釜本三千代
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４７７号
青森市新田２丁目３番43号
債務者　中村　　仁
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
青森市新田２丁目３番43号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
静岡県島田市中溝町2522番地の１
債務者　望月　千帆
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１６号
静岡県静岡市清水区折戸３丁目９番１号　折戸団地906号、旧住所静岡市清水区折戸５丁目５番13号　スパーブオリド203号
債務者　柴田　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８０号
静岡市駿河区東新田４丁目１番２―405号、前住所千葉県市川市南行徳３丁目17番12号　ローズアパートＲ43―101
債務者　古藤　路人
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部